

熊本県公報

号外 第 8 号
平成 17 年 2 月 14 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則	(税 務 課) 2
○熊本県産業廃棄物税条例施行規則	(") 2
訓 令	
○熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	(") 26

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則

熊本県産業廃棄物税条例（平成16年熊本県条例第53号）の施行期日は、平成17年4月1日とすることとした。ただし、同条例附則第4項の規定の施行期日は、平成17年2月14日とすることとした。

◇熊本県産業廃棄物税条例施行規則

- 1 この規則において、熊本県産業廃棄物税条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 産業廃棄物の重量の測定が困難な場合においては、産業廃棄物の種類に応じ、換算係数を当該産業廃棄物の体積に乗じて得た重量を当該産業廃棄物の重量とすることとした。（第3条及び別表関係）
- 3 徴収猶予に係る担保の提供を免除する場合の要件は、徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前3年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実に認められることとした。（第6条関係）
- 4 徴収猶予に係る担保の提供手続について定めることとした。（第6条関係）
- 5 産業廃棄物税の減免を必要とすると認める納税者（産業廃棄物税を申告納付すべき者をいう。以下同じ。）は、次のいずれかに該当する者とし、それぞれに定める額の合算額を減免するものとすることとした。（第11条関係）
 - (1) 天災又はこれに類する災害により甚大な被害を受け、著しく納税困難となつたと認める者 産業廃棄物税を納付することができないと認める額
 - (2) 資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定副産物（石炭灰に限る。）である産業廃棄物の埋立処分を行う者 当該産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税額の4分の1に相当する額
 - (3) 管理型最終処分場において産業廃棄物（中間処理産業廃棄物であつて当該納税者が他の者の委託を受けて産業廃棄物を処分した後のものを除く。）の埋立処分を行う者 当該産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税額の4分の1に相当する額
 - (4) (1) から (3) までに定めるもののほか、特別な事情があり、減免を必要とすると認める者 知事が必要と認める額
- 6 特別徴収義務者及び納税者が保存すべき帳簿への記載事項は、次のとおりとすることとした。（第14条関係）
 - (1) 産業廃棄物の搬入年月日
 - (2) 産業廃棄物の種類及び重量
 - (3) 産業廃棄物の体積（2により産業廃棄物の重量を算定した場合に限る。）
 - (4) 特別徴収義務者にあつては、産業廃棄物の埋立処分を委託した者の氏名又は名称及び産業廃棄物管理票の交付番号
- 7 6の帳簿に係る電磁的記録の保存及び電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の方法等を定めることとした。（第15条関係）
- 8 申請書等の様式その他所要の規定の整備を行うこととした。（第2条、第4条、第5条、第7条から第10条まで、第12条、第13条及び別記第1号様式から別記第15号様式まで関係）
- 9 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

規 則

熊本県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年2月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第2号

熊本県産業廃棄物税条例の施行期日を定める規則

熊本県産業廃棄物税条例（平成16年熊本県条例第53号）の施行期日は、平成17年4月1日とする。ただし、同条例附則第4項の規定の施行期日は、平成17年2月14日とする。

熊本県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

平成17年2月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第3号

熊本県産業廃棄物税条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本県産業廃棄物税条例（平成16年熊本県条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（賦課徴収）

第2条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）の定めるところによる。この場合において、同規則第1条中「（という。）」とあるのは「（という。）及び熊本県産業廃棄物税条例（平成16年熊本県条例第53号）」と、同規則第10条の2中「第15条の2第2項」とあるのは「第15条の2第2項（熊本県産業廃棄物税条例第12条第3項において準用する場合を含む。）」と、同規則第11条中「第72条の38の2第12項」とあるのは「第72条の38の2第12項及び熊本県産業廃棄物税条例第12条第3項」と、同規則第19条の3第3号中「又は軽油引取税」とあるのは「軽油引取税又は産業廃棄物税」と、同規則別記

第26号の2様式（その4）中 「県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税」とあるのは 「県たばこ税・軽油引取税・

ゴルフ場利用税・産業廃棄物税

と、「又は軽油引取税」とあるのは「軽油引取税又は産業廃棄物税」

とする。

（産業廃棄物の重量算定の方法）

第3条 条例第5条第2項の規則で定めるところにより算定した重量は、別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとに体積を測定できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の体積（立方メートルで表した体積をいう。）に乗じて得た重量とする。

2 前項の規定により算定した重量の単位は、トンとする。

（特別徴収義務者の登録申請書等の様式）

第4条 条例第10条第2項の申請書の様式は、別記第1号様式による。

2 条例第10条第3項の証票の様式は、別記第2号様式による。

3 条例第10条第6項の届出書の様式は、別記第3号様式による。

4 条例第10条第7項の届出書の様式は、別記第4号様式による。

（納入申告書の様式）

第5条 条例第11条第1項の納入申告書の様式は、別記第5号様式による。

（徴収猶予に係る担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続）

第6条 条例第12条第1項の規則で定める要件は、同項の規定による徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前3年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実と認められることとする。

2 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の10の規定は、条例第12条第1項の規定により徴する担保の提供手続について準用する。

（徴収猶予申請書等の様式）

第7条 条例第12条第2項の申請書の様式は、別記第6号様式による。

2 条例第12条第3項において準用する地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第4項前段又は後段の規定による通知は、別記第7号様式により行うものとする。

（還付又は納入義務の免除申請書等の様式）

第8条 条例第13条第2項の申請書の様式は、別記第8号様式による。

2 条例第13条第4項の規定による通知は、別記第9号様式により行うものとする。

（納付申告書等の様式）

第9条 条例第14条第1項の申告書の様式は、別記第5号様式による。